

入札制度の改正について

建設工事及び建設コンサルタント業務の入札制度について、平成 24 年 4 月 1 日以降の競争入札に係る案件から次のとおり改正します。

1 建設工事の入札参加条件について

【趣 旨】

建設工事の入札参加条件については、限られた業者の中で競争性が発揮されていないことから、予定価格に応じた入札参加条件を見直します。

【改正内容】

- (1) 契約議決案件(1 億 5 千万円以上)の工事入札参加条件を、県内本社・本店・営業所を有する者とします。
- (2) 特定共同企業体の工事入札参加条件を、代表者については県内本社・本店・営業所を有する者とします。
- (3) 1 億円以上 1 億 5 千万円未満の工事入札参加条件を、三条地域振興局管内であるとともに旧三条土木事務所管内にある本社・本店・営業所(ただし、営業所にあつては前年度に同営業所での入札参加実績がある者)を有する者とします。
- (4) 130 万円以上 1 億円未満の工事入札参加条件を、市内本社・本店・営業所(ただし、営業所にあつては前年度に同営業所での入札参加実績がある者)を有する者とします。

※ 1 前年度の入札参加実績に特定共同企業体の構成員としての実績を含めるものとします。

※ 2 前年度の入札参加実績を市外業者の参加条件としている工種については、入札参加を従前のおり認めるものとします。

※ 3 災害復旧工事は、対象外とします。

2 入札保証金について

【趣 旨】

入札の秩序を確保するために、予定価格が 1 億 5 千万円以上の工事の入札保証金の取扱いを見直します。ただし、1 億 5 千万円未満の工事については従前のおりとします。

【改正内容】

予定価格が 1 億 5 千万円以上の建設工事について、入札参加者に入札保証金を納入又はこれに代わる保証等(国債、地方債証券など)を提供させるものとします。

3 違約金の徴収について

【趣旨】

仮契約者が契約辞退を申し出た場合の制裁として、違約金徴収を導入します。

【内 容】

仮契約書に、仮契約締結後の辞退時において、契約保証金(100分の10)相当額を違約金として徴収することとし、財務規則に辞退時における違約金徴収ができる規定を定めます。

4 三条市暴力団排除条例施行に伴う対応

【趣 旨】

三条市暴力団排除条例を平成 24 年 4 月 1 日から施行するに当たり、条例の趣旨に沿った入札制度とするため、次の規則等を改正します。

- (1) 三条市財務規則別記建設工事請負基準約款
- (2) 三条市建設工事入札参加資格審査規程
- (3) 三条市建設コンサルタント等業務入札参加資格審査規程
- (4) 三条市物品入札参加資格審査規程

【改正内容】

- (1) 自社又は役員等が暴力団や暴力団員である場合、又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している場合等は、建設工事等の入札に参加できないこととします。
- (2) 市発注工事等において、(1) に記載の場合等は、市は契約を解除することができることとします。
- (3) 市発注の建設工事等の契約時に、暴力団排除に関する誓約書の提出を義務付けます。